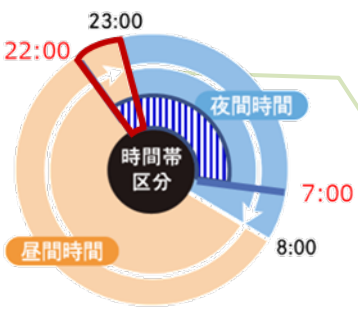
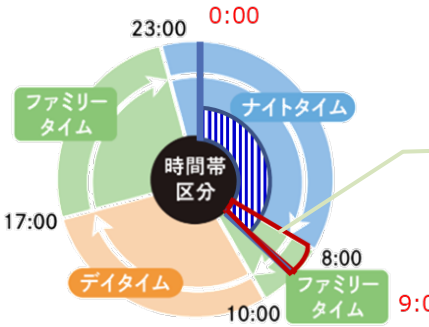


## 精算の概要

<p>精算の対象となるお客さま</p>	<p>以下の条件にすべて該当するお客さま。</p> <p>① 2025年6月以降、タイムスイッチ付きの夜間蓄熱式機器（電気温水器等）を使用し、タイムスイッチの時刻調整を実施</p> <p>② 「時間帯別電灯（エコノミーナイト）」、「ファミリータイム〔プランⅠ〕」または「ファミリータイム〔プランⅡ〕」に加入</p> <p>③ 昼間時間またはファミリータイムにおいて夜間蓄熱式機器による使用電力量が発生し、誤った料金単価にて電気料金を算定</p> <p>（例1）時間帯別電灯（エコノミーナイト）      &lt;23時通電を22時通電開始に<u>前倒し</u>て、22時から7時まで通電の場合&gt;</p>  <p>22時～23時に使用電力量が発生していた場合、昼間時間の単価が誤って適用されているため差額を精算します。</p> <p>（例2）ファミリータイム〔プランⅠ〕〔プランⅡ〕      &lt;23時通電を0時通電開始に<u>後倒し</u>て、0時から9時まで通電の場合&gt;</p>  <p>8時～9時に使用電力量が発生していた場合、ファミリータイムの単価が誤って適用されているため差額を精算します。</p>
<p>精算（返金）金額</p>	<p>2025年5月検針日～2025年11月19日（タイムスイッチの時刻調整解消日）の電気料金について、正しい単価を適用して再算定した金額との差額を、2026年6月分または7月分の電気料金から差し引くことで精算させていただきます。</p> <p>ただし、すでに該当契約を廃止済のお客さまにおいては、再算定した金額との差額を返金いたします。</p> <p>なお、精算（返金）金額等の詳細は、対象のお客さまに送付する「お詫びと精算のお知らせ」にてお知らせします。</p>

<p>精算（返金）の手続き</p>	<p>該当契約を契約中のお客さまについては、お手続きは不要です。      該当契約を廃止済のお客さまについては、対象のお客さまに送付する「お詫びと精算のお知らせ」にて具体的なお手続きの方法等をお知らせします。</p> <p>&lt;ご注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が電気料金の精算（返金）のためにATMの操作をお願いすることや、暗証番号、インターネットバンキングの情報等をお伺いすることはありません。</li> <li>・返金にあたりお客さまに手数料をご負担いただくことはありません。</li> </ul>
<p>本件に係るお客さまからのお問い合わせ先</p>	<p><b>【お問い合わせ先（フリーダイヤル）】</b></p> <p><u>お住まいのエリア</u></p> <p>鳥取県：0120-181-210      島根県：0120-833-103      岡山県（兵庫・香川県の一部）：0120-411-669      広島県（愛媛県の一部）：0120-297-510      山口県：0120-612-530</p> <p><b>【受付時間】</b></p> <p>9時～20時（土日祝日含む）</p>